

令和7年3月

長岡京市障がい者配食サービス事業の変更について

長岡京市 障がい福祉課

令和7年4月1日から、利用者が障がい者配食サービス事業者を選択する方式に変更します。

【指定（予定）事業者】

事業者名	住所	連絡先
長岡京市社会福祉協議会 きりしま苑	東神足2丁目15-2	956-0294
まごころ弁当乙訓店	馬場2丁目6-2	959-0022
宅配クック123 京都中央店	京都市伏見区下鳥羽北円面田町 146 ヤムズビレッジ1階	621-5215
配食のふれ愛 乙訓店	滝ノ町1丁目8-8	957-5177

【安否確認費用の扶助】

- ・市は利用者に代わって、1回325円の安否確認扶助費用を配食サービス事業所へ支払います。
- ・安否確認扶助は1世帯につき1日に1回です。（昼食又は夕食のいずれか）
- ・1月あたり20回以上利用の場合は、市が事業所に扶助する上限は6,500円です。
- ・利用者は、1世帯で複数人が利用する場合や1月あたり20回を超えて利用する場合でも、追加の安否確認扶助費用にかかる負担は不要です。

【利用者負担額】

- ・利用者はお弁当料金を負担します。お弁当料金は事業者、お弁当の種類により異なります。

【新規利用の流れ】※対象世帯かを確認しますので事前に市へご相談ください

- ① 利用する指定事業者を決め、指定事業者と契約する
※月曜日から日曜日まで利用でき、昼食か夕食の選択ができます。平日のみ、昼食のみの配達対応の指定事業者もあります。
- ② 市に以下の書類を提出する（指定事業者等が代行提出可）
 - ・長岡京市障がい者配食サービス事業利用申請書
 - ・配食サービスを提供する指定事業者との契約書（受注書、請書等）のコピー
 - ・長岡京市障がい者配食サービスアセスメント票（※相談支援専門員やケアマネジャーが作成）
- ③ 市から決定通知書を受け取ったら、指定事業者へその旨連絡する

お問合せ先

長岡京市役所 障がい福祉課 電話：（075）955-9710 FAX：（075）952-0001